

工事請負契約書新旧対照表（例：300万円以上・支払予定表なし 改定関係部分のみ抜粋）

現行	改定後
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、既納の契約保証金に対応する契約金額（以下この項において「保証契約金額」という。）と当該増減後の契約金額との差額が保証契約金額の3割以内である場合は、この限りでない。</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、契約金額の増減が1,000万円以内の場合、発注者又は受注者から増減の請求がない場合は、この限りでない。</p>

(発注者の解除権)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第40条第1項の規定によらないで契約の解除を申出たとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。以下「排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。

ト 暴力団員を雇用・使用していた場合（へに該当する場合を除く。）に、

(発注者の解除権)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第40条第1項の規定によらないで契約の解除を申出たとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。以下「排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。

ト 暴力団員を雇用・使用していた場合（へに該当する場合を除く。）に、

発注者が受注者に対して当該被雇用（使用）者の解雇を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 第 26 条第 5 項の規定は、前項の検査について準用する。

4 第 2 項の場合において、第 29 条の規定による前払金及び中間前払金の支払があったときは、当該前払金の額（第 32 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を第 2 項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第 29 条第 6 項の率の割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

5 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

発注者が受注者に対して当該被雇用（使用）者の解雇を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからへまでのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 第 26 条第 5 項の規定は、前項の検査について準用する。

4 第 2 項の場合において、第 29 条の規定による前払金及び中間前払金の支払があったときは、当該前払金の額（第 32 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を第 2 項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第 29 条第 6 項の率の割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

5 第 1 項の規定により契約が解除された場合又は次の各号に掲げる者が契約を解除した場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

6 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第39条 発注者は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第4項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。
(受注者の解除権)

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。(1) 第17条第1項の規定により工事内容を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第17条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の3分の2(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったとき。

2 第38条第2項から第4項まで及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第38条第4項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

(解除に伴う措置)

第41条 契約が解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第14条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第14条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

6 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第39条 発注者は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第4項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。
(受注者の解除権)

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。(1) 第17条第1項の規定により工事内容を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第17条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の3分の2(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったとき。

2 第38条第2項から第4項まで及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第38条第4項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

(解除に伴う措置)

第41条 契約が解除された場合においては、受注者は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第14条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第14条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査

に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 工事用地等に、その所有に属する工事材料、建設機械器具、工事仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに、工事用地等を原状に復して発注者に明渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代って当該物件を処分し、工事用地等を原状に復することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申出ることができないとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第2項から第4項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等について、契約の解除が第38条の規定による発注者の解除権の行使であるときは発注者が定め、第39条の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は前条の規定による受注者の解除権の行使であるときは、発注者と受注者が協議して定める。
- 7 前3条の規定により契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。この場合において、受注者の住所が不明その他やむをえない理由により契約解除の通知ができないときは、発注者は、津山市の掲示場に掲示して通知に代えることができる。

に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 工事用地等に、その所有に属する工事材料、建設機械器具、工事仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに、工事用地等を原状に復して発注者に明渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代って当該物件を処分し、工事用地等を原状に復することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申出ることができないとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第2項から第4項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等について、契約の解除が第38条の規定による発注者の解除権の行使であるときは発注者が定め、第39条の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は前条の規定による受注者の解除権の行使であるときは、発注者と受注者が協議して定める。
- 7 前3条の規定により契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。この場合において、受注者の住所が不明その他やむをえない理由により契約解除の通知ができないときは、発注者は、津山市の掲示場に掲示して通知に代えることができる。